



はたサポ通信バックナンバーはこちら→

発行：働き方改革サポートオフィス鳥取 〒680-0845鳥取県鳥取市富安1丁目152番地SGビル4F

TEL:0800-200-3295（フリーダイヤル） FAX:0857-30-0351 MAIL:tottori@workstylereform.net

要確認

令和8年度地域別最低賃金改定状況 すべての都道府県で出揃う

厚生労働省は9月3日、2026年度の地域別最低賃金が全国平均で時給1177円になると発表しました。全国平均の引き上げ幅は56円で、過去最大だった前年度（66円）を下回ったものの、2番目に高い水準となりました。中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）が示した目安額を上回った地域は33府県に上りました。前年度に最大で半年遅れた発効日を従来通り10月に戻す動きも広がっています。目安を超えた33府県のうち、引き上げ額が最も高いのは佐賀の65円で、目安を9円上回りました。次いで鹿児島（64円）、高知（63円）、沖縄（同）が続いています。目安に対する上乗せ額は1～9円と、最大18円だった前年度からは縮小しました。改定後の最高額は東京の1280円、最も低いのは宮崎の1085円。最高額と最低額の差は195円となり、前年度の203円から8円縮小しました。

令和8年度（2026年度）の鳥取県の最低賃金は、

現行の時給1,030円から60円引き上げられ、時間額：**1,090円**となります。
 引き上げ率：5.83% 効力発効（適用）日は、**令和8年10月3日**からです。
 対象者は、雇用形態（パート、アルバイト、臨時、常用など）や年齢を問わず、
 鳥取県内の事業場で働くすべての労働者です。

👉 賃金引上げにあわせて助成金の活用をご検討ください。

「賃上げに対応する際、設備投資まで含めると負担が大きい」と悩む中小企業・規模事業者の声を多く耳にします。そこで活用を検討したい制度が、厚生労働省の業務改善助成金です。業務改善助成金は、従業員の時給を50円以上引き上げ、あわせて生産性を上げる設備投資をすると、その費用の最大4/5（上限600万円）が国から助成される制度です。令和8年度（2026年度）の申請受付は、2026年9月1日に開始されました。締切は「地域別最低賃金の発効日前日」で、賃上げコースは50円・70円・90円の3コースです。鳥取県での申請期限は、令和8年10月2日までとなっており、申請できる期間が短いため注意が必要です。

【業務改善助成金の活用事例】

- ◎POSレジの導入：金銭授受の自動化によりレジ業務を効率化、顧客回転率の向上につながった。
- ◎インターネット受注機能の導入：電話注文だけだった店で電話対応が減り、業務効率化を達成できた。
- ◎除雪機の導入：駐車場の除雪作業を複数人で長時間行っていたが、人員や時間を削減することができた。

はたサポでは、その他のキャリアアップ助成金等賃金引き上げ時に活用可能な助成金の紹介や申請についてのご相談の対応も行っています。お気軽にお問い合わせください。

★編集後記★

朝夕の空気に少しずつ秋の気配を感じられるようになりましたが、台風の動きが気になる時期でもあります。災害への備えが求められる季節ですので、どうぞ安全を第一に、無理のない範囲でお過ごしください。



令和8年最低賃金ポスターイメージ
キャラクターは、竹中直人さんです。

